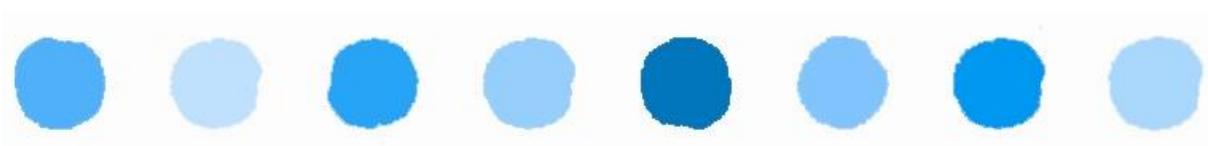


第7章

計画の推進に向けて(推進体制・評価)



第1節 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、妊娠期から青少年期に至るすべての子どもと子育て家庭を対象とした「子育て」と「子育て」の支援を、「切れ目なく」総合的に推進する計画です。そのため、計画に基づく庁内各部署における取組の実施にあたっては、連携・協力体制を強化し、全庁が一体となって推進を図ります。

全庁的に広く連携することに加え、西東京市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、子育て中の家庭と、市内の子育て支援にかかわる、教育機関、保育機関、子育て支援機関、子育てサークル・団体、その他関係機関・団体、地域の人々との連携の強化を図ります。

また、本市は人口流動が多く、多様なサービスの提供と、市民へのサービスの周知が極めて重要です。そのため、市民、子育てサークル・団体、事業者など地域社会におけるさまざまな人々との協働を進めることが必要となります。市民や地域が継続的に支援できるよう、活動の維持・活性化を支援するとともに、市のサービスのみならず、地域で行われる子育て・子育てに関するサービスを併せて情報提供して、ニーズとサービスのマッチングを図り、住みやすい・子育てしやすい環境づくりを目指します。

第2節 計画の評価・検証

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策を着実に実現していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、学識経験者や子どもの親や子育て団体の参加により設置する「子ども子育て審議会」において、計画の進捗はもとより、本市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業等について確認・点検する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。このほか、必要に応じて、子育て中の市民や地域の子育て支援に関わる関係者への聞き取りを行ったり、また、子どもの意見や提案を聞く場を設けるなど、市民と行政の協働による計画の評価と見直しに努めます。

こうした評価・検証により、計画・実施・評価（点検）・見直しのPDCAサイクルにのったフィードバックを行い、計画の実効性を高めていきます。

